

会則

第1条（名称）

引退乗馬の会 Happy Compass

第2条（所在地）

北海道沙流郡日高町旭町5-90

第3条（設立日）

2025年12月18日

第4条（目的）

長きにわたり人と共に働いてきた乗馬たちが幸せな余生を送り、天寿を全うするための支援をすること

第5条（代表者）

渡邊 健太

第6条（運営・管理）

事務局 2名

Stable Happy Voyage（馬匹管理）

第7条（所属馬）

第1号としてキャプテントゥーレを受け入れる
会費に余裕ができた場合は所属馬を増やす可能性がある

第8条（所有権）

本会に帰属する

第9条（会員資格）

会員はこの会の趣旨を理解し、所属馬の繁養と会の運営にかかる経費を会費として負担する

全ての会員の権利、資格は同等とする

第10条（会費）

会費は1口2,000円とし、複数口(0.5口～)も可能とする

第11条（会費の増減・支払いの遅延及び休止）

会の円滑な運営のため、負担額の変更、会費支払いの遅延、支払いの一時休止は事前に連絡をするものとする

申し出なきまま会費の納入を3カ月滞ったときには、会員の資格を喪失するものとする

第12条（会費の支払い方法）

銀行振込・現金書留・現金持参のいずれかの方法で月末までに翌月分を支払うものとし、半年払い・年払いも可能とする

一度納入された会費については返還しないものとする

第13条（退会）

会員の意思で退会することができる

退会を希望する場合は速やかに申し入れをするものとする

第14条（牧場訪問）

訪問は自己責任において行うものとし、会員及び同行者に生じた事故については本会及び繫養施設は賠償責任を負わない

また、会員が繫養施設に与えた損害について、本会は責任を負わない

第15条（解散）

本会は受け入れたすべての馬たちが馬生を終え、事後処理が済んだ時点で解散するものとする

会費の余剰金は他の馬の余生に役立てるものとする

第16条（会員の個人情報）

会員の個人情報はいかなる場合も無断で第三者に、開示提供することはないものとする

必要と思われる開示提供の要求があった場合は、本人への確認、承諾を得てから行うものとする

附則

この会則は2025年12月18日から施行する